



お知らせ
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。）

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送

付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者の皆さんへ
「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方

には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお年金以外の収入がある方は確定申告が必要で

平成24年「扶養親族と申告書」が送付される方

65歳未満の方
 年金額が108万円以上

65歳以上の方
 年金額が158万円以上

問い合わせ

町民課

☎ 893-1117

お知らせ
小型特殊自動車の申告はお済みですか？

乗用トラクター、乗用コンバイン等に代表される農耕作業用自動車、フォークリフト

等は、小型特殊自動車であり、公道を走行するものは必ず標識番号の交付を受けなければなりません。

該当する車をお持ちの方は、標識番号の交付を受けてください。4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

また、すでに申告されている方で、所有者や登録車両に変更があった場合は、標識番号を持参のうえ名義変更・廃車等の手続きをしてください。

標識交付に必要なもの

- ◎所有者の氏名、住所、印鑑
- ◎車名、車体番号、総排気量
- ◎販売証明又は譲渡証明

問い合わせ

税務課

☎ 893-1118

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

お知らせ
交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対

策機構では、育成資金の貸付や、介護料の支給を行っています。

育成資金の貸付は、自動車事故が原因で保護者を亡くされたり、重度の後遺障害を残すことになった、生活困窮家庭の児童（中学生以下）に義務教育終了までの経済的手助けを行う制度です。

また、介護料は、自動車事故が原因で重度の後遺障害となった、介護の必要な方に支給されます。

【育成資金貸付額】

- ・一時金 15万5千円
- ・入学支度金 4万4千円
- ・月額 2万円

【介護料支給（月額）】

・重度後遺障害の過程によって月額約3万円から13万円まで支給額は異なります。

なお、詳細は左記までお問い合わせください。

問い合わせ

高知市南ノ丸町5-17

高知県トラック会館内

独立行政法人 自動車事故対策機構

☎ 831-1817